

第二百十回国会
衆議院
法務委員会議録第三号

令和四年十月二十八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 伊藤 忠彦君

理事 藺浦健太郎君

理事 藤原 崇君

理事 鎌田さゆり君

理事 沢田 良君

理事 東 国幹君

石橋林太郎君

奥野 信亮君

熊田 裕通君

田所 嘉徳君

津島 淳君

平口 洋君

古川 直季君

山下 貴司君

中川 正春君

吉田はるみ君

阿部 弘樹君

日下 正喜君

鈴木 義弘君

谷川 とむ君

宮崎 政久君

寺田 学君

大口 善徳君

五十嵐 清君

岩田 和親君

加藤 竜祥君

鈴木 馨祐君

高見 康裕君

西野 太亮君

深澤 陽一君

山口 晋君

鈴木 庸介君

山田 勝彦君

米山 隆一君

漆間 譲司君

平林 晃君

本村 伸子君

法務大臣 康弘君

法務副大臣 門山 宏哲君

防衛副大臣 井野 俊郎君

法務大臣政務官 高見 康裕君

最高裁判所事務総局総務局長 小野寺真也君

最高裁判所事務総局人事局長 徳岡 治君

最高裁判所事務総局経理局長 氏本 厚司君

政府参考人 岩崎 敏君

政府参考人 岩崎 敏君

政府参考人 岩崎 敏君

政府参考人 岩崎 敏君

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制部長)

政府参考人
(法務省民事局長)

政府参考人
(法務省刑事局長)

政府参考人
(法務省人権擁護局長)

政府参考人
(出入国在留管理庁次長)

政府参考人
(国税庁長官官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

法務委員会専門員

委員の異動

十月二十八日

辞任

東 国幹君

津島 淳君

鳩山 二郎君

同日

西野 太亮君

古川 直季君

山口 晋君

補欠選任

山口 晋君

津島 淳君

鳩山 二郎君

同日

西野 太亮君

古川 直季君

山口 晋君

補欠選任

山口 晋君

津島 淳君

鳩山 二郎君

同日

西野 太亮君

古川 直季君

山口 晋君

補欠選任

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局給与局次長岩崎敏君、法務省大臣官房審議官柴田紀子君、法務省大臣官房司法法制部長竹内努君、法務省民事局長金子修君、法務省刑事局長川原隆司君、法務省人権擁護局長松下裕子君、出入国在留管理庁次長西山卓爾君、国税庁長官官房審議官植松利夫君、厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官田中佐智子君及び厚生労働省大臣官房審議官朝川知昭君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局総務局長小野寺真也君、人事局長徳岡治君及び経理局長氏本厚司君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。藺浦健太郎君。

○藺浦委員 自民党の藺浦健太郎です。今日はよろしく願いをいたします。

法案審議に入って最初のバツターでございますので、まず最初に当局にお伺いをいたしますけれども、八月の人勸で三年ぶりに月例給 ポーナス共に引上げとなりました。これは人勸を受けたものですけれども、改めて、最初に、概要それから趣旨、この法案の意図について当局に御答弁いただきます。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

今回の改正でございますが、一般の政府職員給与の改定に伴いまして、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定することを内容とするものであります。

すなわち、人事院は、本年八月八日、官民較差を踏まえまして、初任給及び若手職員の俸給月額を引上げ等を内容とする一般職の職員の給与改定を勧告いたしました。そこで、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額につきましても、これに準じまして、判事補八号以下や検事十六号以下等の低い号俸の報酬、俸給月額を約〇・一四％から約一・三九％引き上げることと内容とするものでございます。

○藺浦委員 ありがとうございます。

今日は、法曹人材の確保という観点から伺いたいと思っております。

二つの観点から僕はこれが大事だと思っております、一つは、社会全体の複雑化、変容。要は、例えば、MアンドAをやるときに、デュオリどうしますかとか、調達のスキームを構築するのも専門的な人材が必要です。また、ITとかAIとかいろいろ新しい分野が出てきている中で、それぞれの専門家も必要だし、全体を通してある程度分

かるゼネラリストみたいな人材も必要だ。これが一つの観点。

それからもう一つは、僕自身が自由で開かれたインド太平洋ということで世界中を飛び回っていたときに痛切に感じたのが、法制度が未整備な国が非常に多い、これの支援をやはり先進国はやっていかなきゃいけないというのが一つ。今のロシアの話云々を見ていても、明らかに、さきの大戦以降、我々が大事にしてきた法の支配とか、いろいろな国際秩序を守るためのシステムを壊そうとする勢力がいる。日本は、明らかにこのシステムを守る側に立ってその努力をしなければならぬ。だとするならば、そこに、法制度整備とか、国際機関含めて人材を送り込んで、世界秩序、世界の法整備、そして法の支配といったルールを守るための汗を我が国自身がかなきゃいけないと思っています。

その観点で見たときに、やはり、人材というのは確保していかなきゃいけない。これは、ただ単に行く人だけじゃなくて、検察官、裁判官も含めて質の高い人材を確保する、それには養成システムをきちっと充実させていかなきゃいけない。この観点から、養成に関する今後の取組等について副大臣にお伺いしたいと思います。

○門山副大臣 蘭浦委員御指摘のように、複雑化、高度化する社会への対応、誰一人取り残さない社会の実現、法の支配を始めとする基本的価値の国際社会への浸透などを図っていく上で、法曹にはこれまで以上に、幅広い分野において重要な役割を果たしていただくことが求められていると認識しております。

このような様々な課題に的確に対応できる質の高い法曹人材を輩出していくためには、より多くの有為な人材が法曹を志望するような環境づくりが重要であると考えております。

法曹養成制度につきましては、今年の十月一日に、法科大学院教育の充実や、法曹資格取得までの時間的、経済的負担の軽減を目的とする、いわゆる法曹養成制度改革法が全面施行されたところ

でございます。来年の司法試験からは、新たに法科大学院在学中の中にも、一定の割合に、司法試験の受験資格が、一定の場合には受験資格が付与され、また、法学部三年と法科大学院二年のルート、いわゆる3+2の制度も経た受験者の受験も始まるところでございます。

法務省といたしましては、引き続き関係機関と連携しながら、法科大学院教育等を一層充実させるための支援、3+2の制度の更なる周知を行うとともに、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信などに取り組み、より多くの有為な人材が法曹を志望いただけるような、そういう環境づくりに努めてまいりる所存でございます。

○蘭浦委員 国際連携という意味では、確かに、フランスを始め、先進国にも法務省アタッシェが出ています。他方、ASEAN含め、またアフリカもそうかもしれません、こういう途上国にアタッシェとして出て、まさにその国の法律の制度そのものを、例えば刑訴、民訴みたいな訴訟法すらない国もまだいっぱいあって、そこを手助けをする、これは極めて大事なことですし、もっと言えば、我が国に近い法制度を整備することによって、我が国の企業もそこで働きやすくなる。

一例を挙げて言うならば、今、カンボジアの建築基準法は日本が手助けをしてやっていますけれども、そうすると、例えばカンボジア、何でも、要請があったかというところ、中国の企業がどんどん入ってきてむちゃくちゃな建築をするものだから、建設途中に崩れて死人がいっぱい出た。このままじゃ駄目だと、カンボジア当局が、じゃ、日本、何とかしてくれと、今、制度整備支援もしていますし、建築基準法の認証に係る機関も日本と一緒につくりたいと言っています。日本企業が今後この国で活動するには、これは実はすごくプラスになる。そういった観点からも、是非、国際舞台で活躍できる人材の養成に力を尽くしていただきたいと思っています。

他方、目指してくれる人、子供たち含めて、日

本の法教育というのは、どうお考えなのかは答弁の中で少し触れていただければいいと思いますけれども、やはり、いろいろな考え方の中で、共生社会含めて、法曹への理解を子供の頃から深めていくことは大事だと思っています。だからこそ、目指す人たちが増える。僕自身は、法学部に行きながら、挫折というか、受けることすらかなわなかった人間ですけれども、目指す子供たちが増えるというのがやはり人材確保の一番スタートラインとして大事だと思っております。政務官のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○高見大臣政務官 答えをいたします。法教育は、基本的な人権や法の支配など、法や司法制度の基礎となっている価値を理解し、法的な思考を身につけるためのものと考えています。また、法曹の役割に対する理解を深め、我が国を支える未来の法曹、さらには、蘭浦委員が重ねて御指摘いただいております、国際的な法秩序を守る未来の法曹を育てることに資するものでもあると考えております。

法務省は、これまで、法教育教材の作成、配付、教員向け法教育セミナーの開催、法律専門家による出前授業の実施など、学校現場におきまして、より充実した法教育が実践されるよう取組を進めてまいりました。

また、本年四月の成年年齢、裁判員年齢の引下げを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方などについて分かりやすくまとめた高校生向けの法教育リーフレットを作成、配付するなどしているほか、小中高校の授業に取り入れやすい模擬裁判利用教材の作成も進めております。

私自身、先日、東京大学法科大学院の法教育ゼミの学生と面談をいたしました。若年層に対する法教育の意義やその活動状況について意見交換をしたところでございます。

法務省といたしましては、引き続き、関係機関等と連携しながら、法教育の浸透に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○蘭浦委員 ありがとうございます。

政務官をやられる期間の間に、是非、これはやったというのを幾つか残していただきたい、そういう思いで取り組んでいただきたいと思うし、その残していくものの一つに、この子供たちへの教育というものを考えていただければありがたいと思います。

さて、さつきから外交の話をしておりますけれども、ICCに検事を派遣したと伺っております。ウクライナの事態も含めて、ICCはこれからすごく大事になってくると思うんですけれども、こうした国際機関への派遣というのは極めて重要だと思っています。

近年、僕も海外でいろいろ法務省アタッシェの方々にお会いしましたけれども、国際機関や在外公館、こういうところに職員をどの程度派遣をしているのか、まず当局にお伺いをしたいと思っています。

○柴田政府参考人 お答えいたします。

在外公館や海外の国際機関等に勤務している法務省職員は九十名程度でございます。具体的な派遣先国際機関としては、国際刑事裁判所、ICCのほか、国連薬物犯罪事務所、UNCODC、それから、国連開発計画、UNDP、国連国際商取引法委員会、UNCITRALなどがござ

います。

○蘭浦委員 ありがとうございます。最後に大臣にお伺いしたいんですが、やはり、日本が国際舞台で使いやすいルールを作っていく。つまり、他国によつて作られたルールを我が国企業とか我が国が守るんじゃなくて、ルールメイクそのものに我々が関与していく、そして作る。また、国際紛争の舞台でイニシアチブを取るためには、やはり、長い目で見た人材の育成と、それから、派遣を継続してポストをきちっと取っていく、そして、そのポストに見合う人材を育てていく。総合的な対策が必要だと思っています。

今後この人材の育成に取り組んでいく大臣の決意を最後にお伺いをしたいと思います。

○葉梨国務大臣 蘭浦委員、全くおっしゃるとお

海外に人を出すとすると、優秀な人材を出す、そうすると、国内のポストというか、そこに当てはめる人材も力バーしなきゃいけないし、定員との関係でなかなか負担が大きくなるということを考えると、やはり定員の確保も含めてこれをやつ

は、旧制度との整合で設けられているものの、実際にはほとんどおられない。今後、時がたつにつれ、ますます受けられる方は少なく、可能性は低くなっていくというところであります。ここに月額引上げの最大値、二千八百円でありますとか二千六百円が割り当てられているということであります。

そこで、第二の質問でございますが、月額引上げの該当者がより多くなるように、あるいは月額引上げの平均が人事院勧告の指摘により近くなるように、少しでも近くなるように報酬、俸給月額引上げを行うことも一つの考えと存じますが、見解を伺います。

また一般職との対応関係、基本的な考え方であるということであれば、法そのものをそのように整備するということもあり得るのかなと考えます。実際、期末・勤勉手当についてはそのような記述がなされており、今回、ここでの議論には含まれていないというふうにも理解をさせていただいております。今回どうのこのうということではないかもしれませんが、引き続き御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、大きな二点目の質問に移らせていただきますと思います。

司法におけるデジタル化の取組に関して伺いたいと存じます。司法分野におきましてはデジタル化と言わずにＩＴ化と言われるそうですので、それに倣って御質問させていただければと思います。

人事院勧告の基本的な考え方、これは民間との給与較差の是正であるということでありまして、その意味において、民間において強力に進められているデジタル化、ＩＴ化に関して、司法においても同様に進められるべきものと考えております。

そこで、法務大臣に伺わせていただければと思います。

まず、民事に関しまして、民事司法におけるＩＴ化の現状と今後の方策について、所見を伺えればと思います。

○葉梨国務大臣 お答えいたします。

ＩＴ化とだけ言っているわけではなくて、ＩＴ化、デジタル化ということで並列して所信でも申し上げたんです。といいますのは、司法分野というのは、このＩＴあるいはデジタルというのは非常に私ども遅れている分野だというふうに認識しています。ですから、ＩＴ基盤がなかなかまだそろっておりませんので、すぐにデジタル化というところまでいかない。一緒にこれを迅速にやつていかなきゃいけないと思います。

その上で、お答えいたします。

まず、手続の迅速化、効率化を図るためにも、ＩＴ化、デジタル化というのは極めて大切だと思います。また、国民の民事裁判を利用しやすくする、このためにも非常に必要なことだというふうに思います。

さきの通常国会では民事訴訟法を改正していただきました。ＩＴ化を進めるというような形で法律を成立させていただいたんですが、現在、民事訴訟法以外の手続もありまして、民事執行、民事保全、倒産及び家事事件の手続等のＩＴ化、これ

については、現在、法制審議会の部会で調査審議をさせていただいています。もう既にパブリックコメントの手続が取られていますけれども、来年の通常国会、ここでの成立を図りたいなというふうに思っています。いや、必要な法案の、成立じやなくて提出ですね、訂正いたします、必要な法案の提出を行いたいというふうに考えているところです。

今、現在のこの充実した調査審議、これを行われることを期待いたしますとともに、その基盤の整備にも努めていかなければいけないと思います。

○平林委員 ありがとうございます。

大臣自ら、遅れている状況にあるというふうにおっしゃられまして、基盤を整えていくことが重要であると。必要な方向性であるということは本当に間違いないと思いますので、是非とも着実に進めていっていただきたいというふうに思います。

これに関連しまして、今月十四日、民事判決のデータベース化に関する検討会が設置されたというふうにも伺っております。その意義や期待される効果に関しまして政府の見解を伺います。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

民事判決情報をデータベース化して国民に提供することにつきましては、国民に対する司法の透明性向上、行動規範や紛争解決指針の提示といった意義が指摘されておりすほか、紛争解決をサポートするＡＩの研究開発の基盤整備に資するということも期待されております。

その効果といたしましては、昨今のＩＴ、ＡＩ技術の著しい進展とも相まって、例えば、法律専門家を支援するＡＩ開発がされることで法的サービスの一層の高度化が進んだり、あるいは、ビッグデータとして活用されて、これまでない仕組みやシステムの開発のきっかけになったりすることが期待されております。

法務省といたしましては、委員御指摘の有識者会議における御議論を踏まえまして、実現できる

データベースが社会の発展に大いに役立ちますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○平林委員 ありがとうございます。

人工知能を使ったり、データベースから過去の判決例を参照する、様々な利便性が向上する。これは裁判を受ける側だけではなくて、裁判を執行する側からしても、ひよっとしたら民事裁判のＡＩ化などといったことも可能になるかもしれないということ、お話を伺うと、百件、二百件と民事案件を抱えておられる裁判官の業務量低減にもひよっとしたらつながることになるかもしれないので、まずはしっかりとデータベース化を着実に進めていただければと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

もう一つ、最後の質問になると思います。

ここまで民事司法に関して伺いました。同様に刑事司法についても伺いできればと思います。刑事司法に関するＩＴ化、デジタル化の現状と今後の方策について、これも法務大臣に伺えればと思います。

○葉梨国務大臣 刑事分野についても非常に重要な課題だと思います。先ほど申し上げましたように、国民の負担軽減や、円滑、迅速な手続を図るという意味でも大切です。

これに加えて、刑事の場合は、刑事手続で取り扱う情報、特殊な情報になりますので、このセキュリティ対策、これも万全を期す必要があるというふうに思っています。

このため、法務省では、書類の電子データ化、書類の発受のオンライン化、捜査、公判手続の非対面、遠隔化などについては、まず法整備の在り方がどうだ、それからシステムの構築を始めとしたＩＴ基盤整備の在り方がどうだ、こを、両面をしっかりと検討していかなきゃいけないと思っています。

このため、この六月でございますけれども、法制審議会に対して諮問をいたしまして、今鋭意調査審議が行われているということでございます。このような調査審議の結果を踏まえながら、関係

機関としっかりと連携を取りながら、ＩＴ基盤整備に向けた検討を進めていきたいというふうに考えています。

いずれにしても、刑事手続のＩＴ化の検討、これは重要な課題です。法制審議会における充実した調査審議を期待しておりますし、引き続きスピード感を持って検討を進めていきたいというふうに考えています。

○平林委員 ありがとうございます。

刑事は、特にプライバシー、ここはもう本当に大切であるというふうに思いますので、厳格性、正確性など、本当にしっかりと守っていかなくちゃいけない部分がたくさんあるんだと思います。

だからこそ、これまで紙で行われていた部分がたくさんあったということであり、法制面からも、システムの観点からも、様々な検討する課題があるということであると理解をさせていただきました。

ただ、様々な検討していただいているということで、伺ったところによると、令和八年中にシステムを構築する、そういう目標も立ててもらえるということですので、是非とも実現していただきたいなというふうに思っております。

こういうことが実現すれば、先般報道がありました裁判記録破棄の問題も、これは保存領域だけの問題ではありません、別の観点もあるというふうにも伺っておりますが、全件保存ということも選択肢の一つになってくるのではないかとというふうに考えておりますので、いづれにしても、鋭意進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、もう時間になりましたので、以上で私の質問を終わりたいと思います。引き続き、司法サービスの、均質、等質なサービスを提供いただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、鈴木庸介君。

○鈴木(庸)委員 立憲民主党・無所属の鈴木庸介です。

今日は、最高裁の方に、裁判官の仕事量と給与のバランス、さらには労働環境についてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、現在の裁判官の報酬は、誰が、どのような判断で、俸給に影響する形で決定をしているのでしょうか。

○徳岡最高裁判所長官代理人 答え申し上げます。

裁判官が裁判官報酬法に定められたいかなる号の報酬を受けるかにつきましては、裁判官報酬法三条によりまして、最高裁判所が定めることとされております。

裁判官任官後約二十年の間は、同時期に裁判官となった者がおおむね同時期に昇給する運用が行われており、約二十年を経過した後は、当該裁判官の経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定しているところでございます。

○鈴木(庸)委員 イギリスとかフランスとかドイツとかは、どの国の裁判所も大体一千万円ぐらいからお給料はスタートしているんですね。ただ、その一方で、日本は、裁判官の給料は大体五百七十万円からのスタートで、十年かけてようやく一千万円ぐらいに行くというのですが、これは当然、物価水準に照らして議論しなくてはいけないと思うんですけども、一般に、職責に応じては安いのではないかなという感触を私は持つております。

御案内のように、裁判官の皆さんには残業手当や休日手当などは支給されません。

百九十二回国会の際のこちらの衆議院法務委員会での答弁で、裁判官及び検察官に超過勤務手当、夜勤手当、休日給等が支給されない理由について、こう答弁されていらっしやいます。

裁判官については、事件の適正迅速な処理のために、夜間など一般職の職員の勤務時間外におい

てもこれに対処することが要求される場合が少なくないわけであり、一般職の職員と同様の勤務時間を観念することが困難であるとおっしゃっています。

これは分かるんですよ。これは分かるんですが、同じ国会で、例えば、まず、民事訴訟事件を担当する裁判官を例に取ると、裁判官は、開廷日は、開廷前に担当書記官とのミーティングから始まって、ほぼ開断なく、終日、法廷に入って審理を行い、開廷しない日であっても、弁論準備手続、和解を行うことがあり、記録の精査あるいは判決の起案などを行うのは、一般職員でいうところの勤務時間外あるいは休日ということも多く、あるいは、平日帰宅した後でも、夕食を済ませてからまた持ち帰った記録の検討を始めて、それが深夜に及ぶことも少なくない。

さらに、刑事訴訟を担当する裁判官について申し上げると、公判前整理手続や法廷における審理が終日行われており、併せて、被告人の保釈請求に対する判断も行っているが、これらの記録の精査や合議が深夜に及ぶこともある。

さらに、夜間の令状当番や、迅速な判断を求められる仮処分事件を担当する場合などもあって、通常の勤務時間という観念を超えて集中的に取り組む必要が生じることなどもあり、裁判の現場における裁判官の負担は相当程度のものであると認識しているという答弁があります。

当然、どれだけ裁判官の職責が大変なものであるかということ認識されているということなんですけれども、私、改めてなんですけど、この仕事量、責任に対しては、決して高いお給料だとは思っておりません。長時間労働で、職場には労働基準監督署のチェックも入らない。かなりブラックな職場ですよ、今の言い方で言えば。

これ、あなたの方、裁判官の法律や仕事を管理する法律、窓口は別口だからという理由で、こうした労働条件で裁判官を働かせることについて見て見ぬふりをしているようなところはあるのではないのでしょうか。

また、給料も、先ほど申し上げたように、諸外国と比べて、入口のところでは二割程度、三割程度、四割程度安くなっている。特に裁判官の皆さんというのは、いつ、我々の、人の人生をそのまま左右することがあるような、大変厳しい判断を毎日求められている、本当に大変な職場だと思うんですが、この給与水準と勤務環境を比較して、最高裁としてはどう評価していらっしやいますでしょうか。

○徳岡最高裁判所長官代理人 答え申し上げます。

裁判官の報酬は、その職務と責任の特殊性を踏まえたものであり、超過勤務手当の支給がないこと、その責任にふさわしい適材確保の必要性を満たすべきものであることを考慮しつつ、民間企業との給与水準とのバランスを踏まえて決まる国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮して、法によって定められているものというふうに理解をしております。

○鈴木(庸)委員 前の国会と同じ、そういう答弁になるということは承知しているんですけども、ただ、こんなお話があります。

ちよつと、今日質疑に立たせていただく前に、知り合いの裁判官とか話をしたんですね。そうしたら、夜中まで、先ほど申し上げたように、お仕事をしなくてはいけない、時には、当然、時計の針が深夜十二時を回ることもあるということなんですけど、真夏に、午後五時にエアコンが止まるということなんですけど、これは本当でしょうか。

○氏本最高裁判所長官代理人 答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、温度調整、執務室等の関係で、裁判官などの職員の執務環境の観点から重要であるということは認識しております。空調設備の運転に関しましては、勤務時間内の稼働を前提といたしまして、裁判官など職員の申請があれば運転を延長するなど、実情に応じて適切に運用しているものと承知しております。

例えば、最高裁判所におきましては、午前八時

から午後六時まで空調の運転を行っておりまして、午後六時以降も、執務の必要がある部署から延長の申請がありますれば、運転の延長をしているということでございます。

○鈴木(庸)委員 そうなんです、延長の申請がないと止まっちゃうんですね。延長の申請があつても八時までしかエアコンがつかない、それ以降は延長の申請が極めて難しくなるというようなお話も伺ったんですけども、それは本当でしょうか。

○氏本最高裁判所長官代理人 延長の申請についてのお尋ねでございますが、申請は、例えば数日の分を一定期間を区切ってまとめて行うことが可能でございます。また、申請の方法も、担当部署にメールによつて簡単にを行うことができるよう運用するなど、可能な限り簡便に申請を行うということができるように配慮しているところでございます。

それから、運転の延長をした場合でも、例えば最高裁の場合は、今御指摘ございましたように、午後八時までをめぐり、限度に運用しておりますところですが、御指摘の延長の申請における空調運転の二丁を踏まえまして延長する時間を定めておりますけれども、委員御指摘のとおり、執務環境に十分配慮しながら、運転延長の二丁を適切に把握し、柔軟な運用に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木(庸)委員 先ほど、最高裁自身が作業が深夜まで及ぶのが当たり前という答弁をされているところ、夏場や冬場は八時になったらエアコンが止まってしまう、その後を延長するのは結構複雑で大変な作業となると、当然、裁判資料を自宅に持つて帰る必要が裁判官は出てきちゃうわけですよ。それが大変重要な資料なら、やはり裁判官も裁判所の外側に持ち出すことをちゅうちょしますから、暑い中で死にそうになつて判決を書いているなんという話が結構日本中に蔓延している。

ですから、重ねてなんですけれども、法律が違

うからという言い方をして一般の職場環境から切り離さないで、やはり大変な職責を担っている裁判官の皆さんに大いなる敬意を持って、最高裁の事務総局におきましては職場環境の改善に取り組んでいただきたいということを強く申し上げたいと思います。

次に、事務総局自身の機能についてお伺いをさせていただきます。

最高裁判所事務総局、これなんですけれども、じゃ、まずちょっと、事務総局の機能はどういったものか、そこについて教えてください。

○小野寺最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

一般論としてお答えいたしますと、最高裁判所事務総局は、司法行政部門を担う最高裁判所の裁判官会議を補佐し、最高裁判所の庶務をつかさどる機関として設置されております。裁判所がその本来の使命たる司法裁判権行使の目的を達成するために必要な人的機構、物的施設を供給、維持し、事務の合理的、効率的な運用を図るといった事務を行っております。

○鈴木(庸)委員 二〇一四年に出版された「絶望の裁判所」という、元裁判官の瀬木比呂志さんの書いた著書があるんですね。その部分をちょっと引用させていただきたいと思いますが。

最高裁長官、事務総長、そしてその意を受けた最高裁判所事務総局人事局が人事を一手に握っていることにより、幾らでも裁判官の支配、統制を行うことが可能になっている。これが、事務総局が望ましいと考える方向に沿った判決だけを出すことにつながっているという指摘がある。事務総局は、裁判官が犯した、事務総局から見ての間違ひであるような裁判、研究、公私にわたる行動については詳細に記録していて、決して忘れない。更にもっと厳しい言葉が続くんですけれども、裁判官の世界が閉ざされ、隔離された小世界、精神的な収容所だからであり、裁判官が期を中心に切り分けられ、競争させられる集団、しかも、相撲の番付表にも似た細やかなヒエラルキーによっ

て分断される集団である。さらに、裁判官を外の世界から隔離しておくことは、裁判所当局にとつて非常に重要である。裁判所以外に世界は存在していないようにしておけば、個々の裁判官は根柢草だから、放っておいても人事や出世にばかりうつつを抜かすようになる。

こういった厳しい評価。この本だけじゃないんですよ。僕、この質疑に立たせていただく上で結構本を読ませていただいたんですけども、どの本にも同じようなことが書いてあるんですね。この後もちょうと引用させていただくところがあるんですが。

事務総局においては、こうした評価があるということ、蔓延していると僕は思っているんですけども、少なくとも存在しているということについてはどのような評価をされているでしょうか。○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判官は、その良心に従い、法と証拠に基づいて裁判を行うものでありまして、評価を意識して裁判をするようなことがあつてはならないと考えております。裁判所としても、裁判官が自律的に職務を遂行するため、その職権行使の独立への配慮は極めて重要であると考えているところでございます。

例えば、裁判官の昇給の運用に当たりましては、裁判官任用後約二十年の間は、裁判官職権行使の独立を給与面から担保する必要があることなどから、同期はおおむね同時に昇給する運用を行っております。

また、裁判官の任用、配置に当たっては、面談等を通じて把握する本人の希望、健康状態、家族の状況等の事情にきめ細やかに配慮しながら、適材適所の観点で実施しているところでございまして、個別の判決等における判断内容を反映させるようなことはあつてはならないことであり、そのような考慮はしておりません。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえた上で、裁判官が自律的に職務を遂行することができ

るよう、その職務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木(庸)委員 そうなんです。まさに今おっしゃったように、最高裁判所事務総局の裁量権が物すごく大きいんですね。

そうなるかどうかという、一番大事な裁判官の内面の独立というものの担保というところになってくると思うんですけども、ちよつとまた引用させていただきます。

西川伸一さんの二〇一〇年に発刊された「裁判官幹部人事の研究」という本があります。ここでも、裁判官の間には官僚制的な階層的秩序が堅牢なまでに形成されていて、上の覚えを気にかける傾向がはびこっているとの指摘があります。個々の事件を裁くに当たって、官僚として合理的な視点で心証形成がなされるとするならば、それは裁判というよりは行政処分に近いものではないかと指摘しているんですね。

つまり、最高裁判所事務総局が内部を官僚的に統制すればするほど、司法権の独立は形式的には保たれるかもしれないんですけども、その統制が裁判官の独立を犠牲にした形で展開されてしまっているならば、裁判官の皆さんは気概をそがれてしまつて、実質的には司法権の独立というのは十分に機能しなくなるのではないかとこの方は喝破しているんですね。

また、新藤宗幸さんが、二〇〇九年の著書「司法官僚 裁判所の権力者たち」では、こんなタイトルの本が本当にいつばいあるんですけども、戦後司法制度改革は、何よりも司法権の独立を裁判官の内面の独立にあるとの理念の下に進められてきたのではないかと。そして、この独立と自治を基本的には支えているのは、裁判官が何人によつても地位を脅かされることがなく審理に当たれるということだ。こんな判決を出したら、勤務地やポスト、報酬に影響するといったことが裁判官の脳裏をかすめていたのでは、裁判官の独立もままならず、ひいては各級裁判所の分権と独立も機能しないのではないかとおっしゃっているんですね。

裁判官の皆さんがこのように常に上の顔をうかがっているのが事実とするならば、組織人ですからね、一定顔色をうかがうのは仕方ないことではあるんですけども、例えば、裁判官の皆さんの場合だと、懲戒処分一つ取つても裁判官分限法といった法律で、特別な地位に基づいているいろんなものが認知されている。

こうした、裁判官の皆さんの内面の独立が脅かされている、こういった評価が蔓延していることについて、最高裁はどうお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所といたしましても、裁判官が自律的に職務を遂行するため、裁判官の内面の自由が制約されることのないよう、その職権行使の独立に配慮することが極めて重要であるというふうにご考えております。

裁判官の昇給や任用、配置に当たつて、その職権行使の独立に配慮しながら運用していることはもちろんでございますが、例えば、人事評価の実施に当たりましては、各裁判官と面談した上で、裁判官にいわゆるランクをつけるような段階式の評価ではなく、文章体による記述式の人事評価を行うなど、各裁判所の所長等の評価権者におきまして、裁判官の個別の事件処理に影響を与えないよう、細心の注意を払つて実施しているところでございます。

加えて、司法研修所におきましても、裁判官が自ら応募し、自由に討議する形式の研修等を幅広く実施しているところでございまして、裁判官が裁判所における諸課題について自由に議論をし、自律的に職務に当たる環境を整備していくことは重要であるというふうにご考えているところでございます。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえた上で、裁判官が内面の自由を制約されることなく自律的に職務を遂行することができるよう、その職務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

す。

○鈴木(庸)委員 私なんかが三十分質疑したところで物事が大きく変わるとは正直思っておりません、この裁判所という堅牢な組織が。ただ、この国会の法務委員会という場で、最高裁がこういった評価を社会からされているということを皆さんに認識していただくということは、ちょっと大事なのかなと思います、今日は取り上げさせていただきます。

こうした問題、諸々指摘されているんですけども、裁判官の皆さんの労働環境のチェックについてお伺いもさせていただきたいと思います。

冒頭にも申し上げたんですけども、裁判官の職場の環境というのは本当に大変、エアコン一つにしても大変厳しいものがあるなと考えております。

我が党の真山前参議院議員が、裁判官の職場環境について国会で質問をさせていただいたことがございます。

その際、裁判官については、勤務時間を個別具体的に把握、管理することにはなじまないというところがございます、先ほどもおっしゃったんですけども、との答弁をいただいて、これは従前どおりなんですけれども、そこで彼が、無記名のアンケートをやつてはどうかというところについても提案したんですね。そのアンケートを実施することによって各裁判官に対して無用の心理的影響を与えて結果的に職権行使の独立等に影響を及ぼさないかなどといった観点からも慎重な検討を要するものと考えておりますという答弁がありました。

この頃から、裁判官の皆さんの職場環境について、こういった形で把握されて、こういった改善等々をされているんでしょうか、教えてくださいます。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。裁判官が心身ともに健康な状態で職務に当たり、その能力を十分発揮することができるよう、

職務環境を整備することは重要であると考えております。

そのため、事件動向等を踏まえた適切な人員配置に努めているほか、各地の裁判所におきまして、個々の裁判官が休日や夜間にどの程度の仕事をしているかや、裁判官の手持ちの事件数や内容を含めた負担の程度につきまして、部総括裁判官を始めとする周囲の者がきめ細かく把握するように努め、必要に応じて、その働き方に指導助言したり、また事務負担を見直したりするなどして、裁判官の心身の健康に配慮しているところでございます。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえつつ、裁判官の職務環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木(庸)委員 そうなんです。そういうことなんです。また総括裁判官が職場環境についても全部チェックしている。また裁量なんですよ。余りにも、裁量行政以外を認めないような、そんな風潮が最高裁事務局さんにはあるのかなんというのを、やはりちよつとといういろいろ拝見した中で思つてしまいました。

裁量行政、結構です。でも、俺のところは違う法律でやつているからみたいな感じじゃなくて、今回その法律で審議しているわけですけれども、是非是非でできるだけ客観的な意見も取り入れていただくようなシステムづくりを改めてお願いを申し上げます。

裁判官の皆さんが置かれている環境については、本当に多くの改革が必要だと考えます。例えばドイツでは、一般の裁判官の間では、年齢による俸給の額の違いはあるんですけども、そのほかに給与に格差はないんですね。ですから、つまり、昇進や昇給を裁判官統制の手段として事務方が利用することができないような仕組みが、構造ができています。

また、給与から裁量性を除くということは裁判官の独立の前提条件であるんですけども、やはりそれが日本ではできていないのではないかなと

いうのが私の問題意識でございます。

このほかにも、州の裁判官法が、少なくとも裁判所規則の形で、誰がいつどのような形で勤務評定を行うかが詳細に規定されているんですけども、責任の所在が明確で、判決の内容を評価の対象とすることが許されない仕組みというのをしっかりとつづけている国が多いんですね。

本当に、日本の司法制度におかれまして、こうした制度を見ながら、よりよい環境でいい判決が書ける職場づくりをつくっていただきたいということを、最高裁に重ねてお願いをさせていただきたいと思います。

最後に、こうした状況を含めて、もう一度、今後、労働環境についてどういった取組をするか、方針について教えてください。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、御指摘もございまして、やはり、裁判官が健康な状態で職務に当たり、その能力を十分に発揮することができるよう、職務環境を整備することは重要であると考えております。

今後とも、先ほど申し上げたこともございまして、様々な方法で、裁判官の心身の健康に配慮しつつ、職務環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木(庸)委員 よろしくお願い申し上げます。次に、入管行政について伺わせてください。

良心的徴兵拒否者に対する対応について、お伺いをさせていただければと思います。

ロシアからの、いわゆる良心的徴兵拒否者に対する日本政府の対応について、難民認定については従前どおり判断するという答弁を、おとといの日本維新の会の漆岡議員に対する西山次長からの答弁がございました。

それで、速報値、九月の速報値だけを見ると、ロシアのウクライナ侵攻から、おおむね毎月二百人から五百人ぐらい、ロシア人の方というのは日本に来ていたんですね。でも、九月の速報値で

は、これが一気に三倍になって、約千五百人になっています。

まあ、速報値なので、それぞれどんなビザで入ってきているかということについては、ちよつとこの先、詳細な分析が必要になってくるかと思うんですけども、まず、入管庁の評価として、この数字はただ単に申請数が飛躍的に伸びたということなのか、それとも、例えば、日本として何らかの配慮を働かせて、それまで積み残していたビザの申請手続を一気に進めるといった、こういった配慮があつた可能性もあるんでしょうか、そこを教えてください。

○西山政府参考人 今、入国のデータにつきまして委員から御指摘ございましたけれども、その原因までは私どもはまだ把握をできておりません。

○鈴木(庸)委員 こんなケースがあると思うんですね。最近、よく町を歩いていくと本当にロシア語を聞くようになりました。

ロシア人を見つけると僕は話しかけるようにしているんですけども、先日、山手線の新宿駅周辺で会つたロシア人は、日本に住んでいる友人に頼んで、インビテーション、いわゆる入国に關係する手続の書類を、これはもう皆さんには釈迦に説法ですけども、インビテーションが必要だったり旅程表が必要だったりするわけですよね、そういうところを日本に住む友人に頼んで書いてもらい、それでビザを出してもらつたと。ただ、ようやく入れたんだけど、ロシアには帰りたいくない。こういうケースがあると思うんですね。

例えばですよ、今、現に千五百人入っています。この人たちが良心的徴兵拒否者として、帰国したくありませんと在留期間の延長とか難民申請をしてきた場合に、これにどう対応するのかといった法務省としてのガイドラインはあるんでしょうか。

○西山政府参考人 ただいま委員が御指摘されたような事案についての特別のガイドラインというものとは特段設けてはございませんけれども、委員

今御指摘されたような方、そのような方がおられた場合、それが難民認定申請である場合には、一般論ではございますけれども、やはり、申請者ごとにその内容を審査させていただいた上で、個別の事情に基づいて、条約の定義に基づきまして、難民と認定すべき者は適切に認定するということになるかと思えます。また、難民と認められない者であっても、情勢等を踏まえまして、人道上の配慮が必要であると認められる者には、入管法の規定に基づいて我が国への在留を認めることとなります。

○鈴木(庸)委員 ということは、今この段階では方針は決まっていらない、今までどおりの運用でやるという理解でよろしいわけですね。

また、在日ロシア人が情報交換をするページがフェイスブック上に幾つかあるんですね。そこを見てみると、とにかく仕事を見つけてくれ、仕事を探してくれ、どんな仕事でもいいからやる、やらせてくれ、みんな三か月しかいないんだ、この間に仕事を見つけないといけないんだと。なかなか手続の関係からすぐに仕事を見つけれのは大変だと思うんですけども、そういった形で、戦争が長引くにつれて、これから、どうしても帰りたいくないロシア人の皆さんという方が多く出てくると思います。

私は、なぜこれを申し上げているかというと、我々日本人というのは、このウクライナ問題から台湾有事の勉強をしなくてはいけないと思っ

てるんですね。台湾が侵攻されて、一方的に違う国になりましたと言われたときに、その人たちがここに来たときにどうするのかとか。

あと、こういうケースもあるんです。マリウポリにいらしたウクライナの方が、強引にロシアのパスポートを持たされて、そこから何とか自力でモスクワに行つて、モスクワから日本に帰ってきた。この方、まだ連絡が取れていないので、ちよつと次回の質問のときにもお話ししようかと思つているんですけども、そういった方も今いろいろなケースで増えてきております。

ですから、ちよつと、入管庁さんの方には、このロシアに対する対応、ロシア人の良心的徴兵拒否者に対する対応というのも是非検討を始めていただきたいなということをお願いをさせていただいております。

その一方で、例えば、アルメニアとか、大量のロシア人を今、アルメニアは、御案内のようにビザなしでロシアから行けますから、大量の優秀なロシア人がアルメニアに行つて、それが来年のGDPの引上げ要因になっているという、そういう分析もあつたりするんですね。

重ねてになるんですが、このウクライナ情勢から我々が学ぶべきものというのは、ただ単にウクライナは大変だじゃなくて、台湾有事が起きたときに余りにも多くのことが日本側で準備されていない。準備されていなくて、その準備する最前線にあるのがこの衆議院の法務委員会だと私は思つておりますので、これからも積極的

にそうした議論をさせていただきたいと思つています。

どうもありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、吉田はるみ君。

○吉田(は)委員 立憲民主党の吉田はるみです。今臨時国会から、今日は初質問、法務委員会にも所属させていただいて、ちよつと緊張しておりますし、拙い質問になるかもしれませんが、どうぞよろしく願ひいたします。

今回の俸給表の改定は三年ぶりというふうなことを伺つているんですけども、その割にはちよつと小幅かなという気がします。というのも、私も小川敏夫法務大臣の当時に秘書官を務めさせていただいて、法務省の中で皆さんが本当に大変な仕事の状況の中で、特に、同僚には検察官の方もいらつしやいましたし、そこでお話を聞くと、何というんでしょう、簡単な言葉で言うと割に合わないなという感想を持つことが多いんじゃないかなというふうに私は感じました。

そこで、私は今日は、性別に関わりなく、優秀な人材がその能力や業績を適切に評価され、その評価に応じた給与を受け、キャリアアップを図つ

ていけるかどうか、とても重要なことだと思ひますので、そのことに関して、裁判官、そして検察官についてお伺ひしたいと思ひます。

先ほど鈴木庸介さんの方から、裁判官の方、とてもすごい、深掘りしていただいたので、私としては、自分も同僚の一人として働かせていただきました、検察官の方を少し深掘りさせていただこうかなというふうに考えています。

この中でも特に私が注目したのは、女性の裁判官、女性の検事の方々のことです。これは個々人の人生の選択でありますけれども、出産、育児といったライフイベントが女性には発生します。その中で、育児取得率がどうなっているのかなとか、昇給する上で不利になつていないか、職場環境、働き方改革、こういったところが、裁判官、そして検事、どうなっているかということを開いていきたいと思ひます。

では、早速質問させていただきます。

私は、裁判官、検察官に意欲的に働いてもらうためには、能力、業績に応じた適切な報酬、俸給を支給することが大変重要であると思つていらっしゃるんですけども、その上で、先ほど鈴木庸介さんの方からありましたけれども、民間の方では、人事評価に基づいて昇給をしたり、お金ですね、あるいはプロモーションしたりというのがあるんですけども、これはちよつと裁判官には向かないんじゃないかということ、御指摘がありましてした。

検察官はどうなのかなというところをちよつと教えていただきたいので、人事評価の評価項目、評価方法、具体的にどのような取組がなされている、その評価されたものが実際の報酬に反映されるものなのか、どのような形でそれをリベイしているのか、というんですね、アブリシエートされているのか、教えていただきたいと思ひます。

検察官、そして裁判官、それぞれ簡単に答えられます。

○川原政府参考人 お答えいたします。まず、私の方から検察官についてお答え申し上げ

げます。

検察官の人事評価につきましては、他の一般職の国家公務員と同様に、国家公務員法の人事評価制度に関する規定の適用がございまして、各検察官の捜査、公判能力、管理者としての能力、職務姿勢等を総合的に勘案して、能力評価と業績評価が実施されているところでございます。

そして、昇給等に関しましては、人事評価の結果を踏まえつつ、能力、適性等を勘案して適切に実施しているところでございます。

○吉田(は)委員 例えば業績を評価する場合というのは、ちよつと私伺ひたいんですけども、検察官において、担当する案件でしようか、それともその過程でしようか。ちよつと具体的に教えていただけたらと思うんですけども。かつ、自分もこれを担当したいということが言えるのか、それとも上司の方から言われた案件を担当するのか、教えてください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

まず、検察官の職務の一般を最初に申し上げますと、検察官というのは基本的に発生した事件の捜査、処理をするものですから、もちろん、事件の中には、被害がなかなか明らかにならないので、積極的に活動することによって明らかにする事件というのはございますが、そこは、仕事を自ら積極的に開拓していくというより、若干受け身でございます。したがって、業績といつても、例えば去年より何%アップで何かをするとか、そういった定め方ができないところでございます。ですから、基本的には与えられた任務を適切に果たしているかどうかという観点からになります。

この与えられた任務でございしますが、確かに、個々の検察官に、こういった事件をやりたい、あいつた事件をやりたいという希望があることはあります。組織全体として適切に業務を運営するためには、個々の検察官が、僕これやりたい、私これやりたいでは混乱が生じてしまいますので、上司がおりまして、上司が全体の業務の中から適切に配分していく、さらに、当初配分したも

のが途中で、いろいろな事情があつてアンバランスが生じていれば、またその調整をしていくという形で業務を与えるということになっております。

○吉田(は)委員 ありがとうございます。

こういうことをお伺いするのは、やはりどういったところに民間企業の場合はやりがいを感じていくかということにもつながるんですけれども、与えられた任務を適切にということでした。

実際、裁判官の方も超過時間が非常に多く出ている、検察官も私は同じだと思ふんですけれども、それに対しては報酬が支払われない。民間でいうとホワイトカラーエグゼンプションみたいなものなのかなと私は理解したんですけれども。ちよつと昔の、昭和の時代は、一生懸命やつているやうな、長時間労働で、先輩が帰る前に帰ちや駄目みたいな、そういうような文化はないですね。大丈夫ですか、検察。

○川原政府参考人 お答えいたします。
確かに、以前は委員御指摘のようなことが社会一般にあったということだろうと思いますが、現在、検察当局におきましては、検察官を含む職員の仕事・ライフ・バランス実現が非常に重要なことであると認識をしております。職員が心身の健康を保つて働くことのできる働きやすい職場環境の構築に取り組んでいるところでございます。

○吉田(は)委員 それを聞いて安心しました。本当にそれは真摯に取り組んでいただきたいなというところですよ。
というのも、昨日レクではそのデータがないというふうに伺ったんですけれども、若年層の離職者、これが増えていないかなというところで、詳細なデータがないということだったんですけれども、肌感覚でもいいので、いわゆる結婚、子育て、この年代に当たるような若年層の、これ、もしよかったら裁判官の方も教えてください。裁判官、検察、この辺の離職状況、いかがでしょう。肌感覚でもいいです、教えてください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

データがないのであれなんです、最近、報道等を拝見していますと、検察官に限らず、国家公務員全般で少し、委員のような御指摘の傾向があるのではないかとこの指摘があるようでございます。

私ももととして、検察官が特に、他の公務員と比較して何か辞めるのが多いなというようなところまでは感じていないところでございます。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判官につきましても、今手元にデータがないものですから、正確なところは分かりません。

ただ、今の社会情勢等もあります、いろいろと個別に事情を抱えている者もあります。その辺りを配慮しつつ人事を行い、意に反してと申しますが、このまま仕事を続けたいのに離職をせざるを得ないというような状況ができるだけ生じないようには配慮してまいりたいと思つてるところでございます。

○吉田(は)委員 データがないというところなんですけれども、これから若年層が、離職をしないで、やりがいを感ぜて、かつ、適正に報酬が支払われている、その仕事にプライドを持ってやっていくというのが、検察官、そして裁判官、司法の中で皆さん本当に素晴らしい仕事をされる方々だと思いますので、とても重要なことだと思ひます。で、若い世代が、本当に大臣よろしく願ひします、生き生きとこの仕事に誇りを持ってという職場を是非つくつていただきたい。

というのは、大臣、こんなことを聞いたことはあります。民間企業では、もう夜の八時以降、電話やメールはしない。昔は、昭和の時代は、一時、二時にメールを送つて、うわあ、この人頑張っているわ、こんな時間までみたいな感じで、わざと夜遅くにメールを送つたり、朝早くメールを送つたりしていたんです。民間企業ではもうそういうものはないです。民間企業ではもうそれはやりませんし、今コロナ禍で随分飲み会は減り

ましたけれども、それでも、金融機関、私は金融の方に勤めていたんですけれども、もしみんな飲み会をやつても一次会で絶対終わりのという決まりをつくっているんですよ。

こんな形で働き方改革をはつきりと進めているところなので、大臣に是非伺いたいんですが、こういうような民間の流れに対して、まだ裁判官のところはちよつと私も不明なところがありますし、検察の方でもこうして働き方改革に取り組んでいらつしやるようですが、大臣、どうでしょう、これは今、十分でしょうか。それとも、こういうところをもう少しやつた方がいいんじゃないかというのがあれば。また、若年層の裁判官、検察官に対して、大臣がどんなふうにかえていか、お知らせください。

○葉梨国務大臣 非常に今の御議論を興味深く私も聞かせていただきました。

私も、議員になる前は警察にありまして、捜査も担当したことがございます。当時の担当の捜査さんともいろいろと打合せもさせていただきまして。確かに、昭和の時代、私も昭和の時代に捜査二課長をやつておりましたので、当時は、飲み会、深夜までというのもあつて、大分若い警察官に迷惑をかけたなという反省をしております。

それでも、最近、私も法務副大臣を二年やつて、それで今法務大臣として来ておりますけれども、法務省の中も大分さばけてきておりまして、私は裁判所の方はちよつとよく分らないんですけれども、何か、深夜まで仕事をしなければ仕事をしていないとか、そういう雰囲気はなくなつてきて、非常にいいことなのかなというふうに思つています。

それで、私たちとして考えなければいけないのは、やはり検察官、これは総合職もそうなんですけれども、裁判官の方もそうだと思います、広域の異動が非常に伴ひまして、これが結構な負担になつていきますので、ワーク・ライフ・バランスといったときに、単に短期的なものを見るだけではなくて、女性は特にそうだと思いますが、人生の

制度設計を考えながら、いろいろな人事評価、それから人事異動等々も含めて、いろいろ考えながら、是非、非常に大事な仕事なんです、本当に崇高な仕事だと思ひますから、希望者がたくさん来ていただくように、そういうことをやはり私たちはしっかりと考えていかなきゃいけない、そういうふうに思つています。

○吉田(は)委員 大臣、ありがとうございます。

やはり、メンターと言われるような先輩方が、あありたい、自分もこうなりたいと思ひえるようなモデルが必要だと思ふんです。今の若い人たちが逆にがっかりしてしまうのが、これは民間企業の例なんですけれども、管理職にある上司が、昼、時間がなくて食パンをかじっている姿を見たら、ああ、あと十年後、ああなりたくないと思つた。いや、これは本当にそういう実感があると思ふんです。なので、是非、待遇の面で、ああ、こうなりたいというところをつくつていただきたい。

というのは、これはやはり女性の裁判官、そして検察官の働き方にもつながっていくところで。今大臣おっしゃつていただきましたけれども、広域の異動、そしてまた転勤、いろいろなチャレンジングなことがあると思ふんですけれども、大臣、マミートラックという言葉、聞いたことはありますか。別にクイズじゃないです。

○葉梨国務大臣 正直なお話、今初めてお聞きをいたしました。マミートラック、母のわなということでしょうか。

○吉田(は)委員 マミートラックというのは、最近ようやく言われ始めてきているんですけれども、一旦育休とか産休から復帰した女性が、いわゆる比較的責任の重い、先ほどの話じゃないんですけれども、検察になつたら重要な事件を担当したい、でも育休明け、産休明けであれば、本人はやりたくてもそこに配置してもらえないとか、変な付度をされて簡単なものだけ渡されるとか。結局、自分がプロモーションしていく、トラックです、道筋というんですか……(葉梨国務大臣)ト

ラックね、トラップじゃなくて」と呼ぶ)トラック。自動車じゃなくて、道筋という意味のトラックなんですけれども。そのマミートラックというのは、そこから外れてしまう、簡単な言葉で言えば出世街道から外されてしまうということなんです。こういうのが実際ありまして、裁判官も検察もそういうのがあるのかどうか伺いたいと思います。

というのは、もちろん、結婚、出産して、それに合った仕事をしたという方もいらっしゃるでしょう、そういうことの配慮なしに、自分は検察官として、自分は裁判官としての、男女で見られるのではなくて、自分はこのプロフェッションだということでもやりたいという方もいらっしゃると思うんですよ。

でも、もう一つ、大臣、マミーギルトというものもあるんです、ギルト、罪悪感。これは、自分がプロフェSSIONナルとしてやっていくと決めて、実際その仕事をやり始めても、やはり子供に対してはいつもどこか母親は罪悪感を感じるんですね。何かこの子のことを犠牲にしているんじゃないかなとか、そういうようなマミートラック、マミーギルトに対して、やはり検察庁も裁判所も配慮していただきたいと思うんですけれども。

大臣、こうした女性の裁判官、検察官の働き方の中で、実際、ああ、ごめんなさい、先にどんな取組をしているか聞いた後に、大臣、それに対して、もうちょっとこうしたらいいんじゃないとか、これはいいねというのがあったら教えてください。

○川原政府参考人 お答えをいたします。

今、マミートラックというのは私も初めて聞いたんですが、要するに、女性が出産、育児によって、そのキャリアの過程において不利益な扱いを受けないということだろうと思います。それは突き詰めて言えば、男女共同参画をきちんと実施するということなんだろうと思います。

この男女共同参画という意味で申し上げますが、まず、育児休業等の出産、育児に伴う休暇の

取得というのはもちろんなんです、その後、職務に復帰した後も、早出遅出勤務の活用等によりまして個々の事情に応じた柔軟な勤務を可能にする。検察官の場合、皆で共同で作業をする場合もあるのですが、個々に、担当している業務をこなすというために、自分の時間の使い方ということの活用も可能ですから、そういう意味でも、遅出早出勤務の活用ということで、個々の事情に応じた勤務、柔軟な勤務を可能にするということを行っております。

また、育児休業などを取ってしまいますと、その間の、私どもの仕事は、法律が改正されたり、いろいろな情報をどんどん書き上げていかなきゃいけないものですから、そういったものに関しましては、育児休業中の検察官に対しては職務の復帰に向けた必要な情報を提供するなどをします。

あるいは、子育てに伴うことに関しましては、保育園等の情報を提供したり、あるいは、未就学児童を有する検察官が、先ほど大臣から御答弁がありました、全国転勤があるものですから、その場合に転勤先での保育所がきちんと確保できるようにということ、あなたはここに行ってもらいたければどうだろうかという、いわゆる意向打診と言っておりますが、こういった形を早めを実施して保育所確保の時間を取るという形で、まずきちんと業務が遂行できるような体制を取っております。

そういった形の上で、男女だからという形で、それだけのこと、あるいはこの人は子育てしているからという、それだけの事情によって、何か業務において差を設けるというようなことは、当然のことながらしていませんのでございます。

○葉梨国務大臣 済みません、先ほどトラックというのを聞き間違えてしましまして、申し訳ございませんでした。

いずれにしても、マミーギルトというのも私も初めて聞かせていただきましたが、今刑事局長から答弁したとおりなんです、非常に、我々としても組織の中で大変工夫を重ねている最中である

ということですが。

特に、検察官は女性の割合が結構高いんです、御存じのとおり。ですから、貴重な戦力でございますので、しっかりと、今刑事局長からも話がありました、個別の事情もそれぞれあるんですけれども、戦力として、是非やる気を持って働いていただけるように頑張りたいと思います。

○吉田(は)委員 ありがとうございます。

例えば、その中で、これは昨日レクを受けた後に、私の政策秘書も弁護士で女性なんですけれども、彼女と話していて、妊娠したときに、検察官であれば、案件によってはちょっと読むのもつらい内容であったり、お写真や、もしかしたら現場も見られるとき、真つ先に考えるのが、おなかの子供に大丈夫かなという心配が出てくることだっ

てあると思うんですけれども、こんな声、今まで女性検察官の方からないですか。その辺り配慮してほしいとか、自分は平気だけれどもおなかの子供に悪い影響があるんじゃないかと御心配なさるんじゃないかなと思うんですけれども、こういうような声というのは今までございせんか。

○川原政府参考人 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、刑事事件をやっておりますと、現場であるとか、あるいは亡くなられた方の御遺体の解剖などございますが、ただ、私どもの場合、それは実は、司法修習生、およそ検察官になる前の法曹の教育のときからそういうものが当然業務の前提になりますので、言葉として適切かどうか分かりませんが、業務として当然見るべきもの、接するべきものになりますので、妊娠したときに、それを見て精神的な衝撃を受けると

いうような恐らく状態ではない職業人になつてい

るんだろうと思いますので、一般の方が見ればショッキングではあります、そのことによつて何かということ

変わる時があるんですね。もちろん自分は全然平気だけれども、あれ、こういうことを見ていることによつて子供に影響ないかなとやはり心配される方もいらっしゃるんじゃないかと私は思いますので、そういった、言える空気とか、実際、ちょっと大丈夫かなというところで、例えば産業医とつなげるとか、そういうところでちゃんと話合いができる場とか、何らか、女性の検察官の声を聞く場を是非つくっていただけたら、また次に入ってくる若い方々が働きやすくなるのかなと思います。

○川原政府参考人 今の御指摘の点に関しまして、ちょっと補足的に御説明申し上げます、先ほどの、写真などショッキングなものということをおっしゃいました、それ以外にも、妊娠した女性の体調の変化など、妊娠していない状態とは違うということはいわゆる男性も理解はできますので、妊娠したその女性の処遇に対しては、管理職の方から、体調等あるいは精神状態を含めた状態等に何か配慮してほしい点はないかということは常日頃聞くように努めておりますので、もし委員御指摘のように、ちょっとそういう情報に接するのがつらいということがありますならば、それは当然に配慮するというところでございます。

○吉田(は)委員 今、こういうのも、自分がプロフェSSIONナルだと思えば思うほど、こんなこと言っちゃ駄目だと思つて、さっきのマミートラックから外れたくないと思つて、無理される場合も恐らくあるかと思つて、是非、これは男女関係なく、それぞれの能力を発揮していただくために、そういった定期的な、ざつぱらんな声を聞けるようなシステムを構築してほしいなと思います。

これは単に数字を教えてください。

裁判官の女性、男性の育児休業取得率、そして、検察官の男性、女性の育児休業取得率を教えてください。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判官の育児休業の取得率ですが、直近二年を申し上げますと、令和二年度は、男性は三六・九％、女性は一〇・〇％、令和三年度、男性は五五％、女性は九五％ということでした。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

検察官に関してございますが、直近、令和三年度の育児休業取得率でございますが、概数で申し上げますと、男性検察官が七〇％、女性検察官が一〇・〇％でございます。

○吉田（は）委員 すこい。男性検察官七〇％ということ。ちよつと長さも聞きたいなところなんです、時間が迫っている。育児休暇とか保育園とか、形も大事なんですけれども、やはり精神的な面では是非フォローもお願いしたいと思ひます。

最後の質問、テレワークに関して、大臣に一つ見解をお伺ひしたいんですが、この間の、神戸の少年の殺傷事件で書類がなくなるといふこともありました。テレワークのことを考えたとき、私、一つ疑問に思つたことがあるんです。

検察はなかなかテレワークができないので省内から書類を動かさない、対して、裁判官の方は自宅でもお仕事ができるということで、同じ書類が片方では持ち出せない、片方では持ち出して自宅でも見れるというような、この状況というのはセキユリティー上大丈夫なのか。このインパランスというのは、大臣、どうでしょうか。ちよつと確認した方がいんじゃないかなと私は感じたんですが、いかがでしょうか。

○葉梨国務大臣 お答えします。

裁判所の扱いについては、私もちよつと、そのところは裁判所に聞いていただきたいと思うんですが、少なくとも、検察に関しましては、セキユリティーの問題というのは非常に大切だと思ひます。

先ほど、ＩＴ化、デジタル化でも御質問を受けただけですけども、しつかりそのセキユリティーを確保することが、今のテレワークのお話も含めて、非常に大切になってきますの

で、その制度設計はしつかりやっていかなきゃいけないだろうというふうに思ひます。

書類の持ち出しというのは、これは、私もやはり、余り検察としては好ましいことではないんだろうと思ひます。

○吉田（は）委員 ありがとうございました。

大変拙い質問でございましたけれども、今日伺つたお話を基に、また深掘りさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○伊藤委員長 次に、沢田良君。

○沢田委員 日本維新の会、埼玉の沢田良です。法務委員会では、二度目の質疑に立たせていただきます。

先日の大臣所信に対する質疑では、職場環境の整備というテーマを通じて、我が国の屋台骨を支える法務行政に携わる職員の皆様への思いを聞かせていただきました。法務省を一つのチームとして、法秩序の維持と国民の権利の尊重、こういう二つの要請をバランスの取れた形で満たしていくという大臣の決意を伺ひ、法務行政の奥深さを改めて認識させていただいたところでです。

委員の皆様も御存じのように、人々の抱える困難が複雑化、高度化する中で、法務行政全般に対する時代の要請は刻々と高まっております。裁判所や矯正施設、出入国管理など、最前線の現場で使命感を胸に任務を果たしておられるお一人お一人の皆様が、まさに全体の奉仕者として日々働いていらつしやることに、この場で改めて心より感謝と敬意を表します。

そして、私自身、そこで働かれる皆さんの働きやすい環境、そしてやりがいのある環境、こういつたものを推し進めていけることは、政治家として続ける限りこれを追求していきたいということもお誓ひ申し上げます。

一方で、地元の埼玉県で各地域を回っておりますと、昨今の物価上昇で生活が苦しいという悲痛な声をたくさんいただきます。労働者の賃金がなかなか上がらず、引退後の年金支給額も下がっている中、物価だけが高騰して、日々の買物にも

困つているという切実な声は、困難を抱える人々に寄り添う法務行政を担当されている法務省にも届いていることと思ひます。

さて、本日は、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について質疑をさせていただきますが、現下の状況やこれまでの経緯を踏まえ、適切な公務員給与の在り方そのものについても議論を深められばと思つておりますので、葉梨法務大臣、伊藤委員長、関係省庁の皆様、委員部の皆様、そして法務委員会の全ての委員の皆様、どうぞ本日もよろしくお願ひいたします。

では、まず最初に質問をさせていただきます。

裁判官の年間の給与総額について、最高額の最高裁判所長官、そして最低額、簡易裁判所判事十七号、また、検察官の年間の給与総額について、最高額の検事総長、最低額、副検事十七号について教えてください。

○徳岡最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

現行の最高裁判所長官の報酬等の年額は約四千万円でございます。現行の簡易裁判所判事十七号の報酬等の年額は約六百万円でございます。

○竹内政府参考人 検察官についてでございますが、現行の検事総長の給与年額は約二千九百六十六万円、副検事十七号の給与年額は約四百五十万円でございます。

○沢田委員 ありがとうございます。

最高裁判所の長官は四千万と大変高額だと思いますが、これをどういうふう国民の皆様が感じることになります。

さて、本日は、この中で是非皆さんにちよつと考えていただきたいところが、最高額と最低額を教えていただいたんですけれども、もちろん、これ自体は、給与と賞与、これが大きく二つの要素としてまづ入っているところから整理をさせていただきます。そして、今回の法改正では、人事院より、その給与そして賞与について、民間

比較した上で、上げるという提案が出ています。

民間給与が月額四十万五千九百七十円に對して、国家公務員給与は四十万五千四百九十九円なので、差額である九百二十一円を引き上げる。そして、賞与については〇・一か月分引き上げる。平均給与でいうと、月額四十万五千九百七十円、賞与を合わせて年間給与六百六十六万円、勧告前より年間五万五千円引上げとなります。

人事院が使う民間給与とは、民間給与の単純平均ではなく、独自のラスパイレス比較というものにより算出した金額となります。

人事院に質問です。

勧告で使われる人事院独自のラスパイレス比較というものについて、分かりやすく御説明をお願いします。

○岩崎政府参考人 お答え申し上げます。

給与は、一般的に、職種のほか、役職段階、勤務地域、学歴等の給与決定要素により水準が決まるものと認識しております。このため、国家公務員給与と民間給与の比較を行う際には、単純平均で比較するのではなく、給与決定要素を同じくする同種同等の者同士を比較するラスパイレス方式により、精密な比較を行っております。

この比較を行うため、人事院は、職種別民間給与実態調査を実施しております。この調査では、全産業の民間事業所のうち、いわゆる外資系企業なども含めた、企業規模五十人以上かつ事業所規模五十人以上の全国の民間事業所を母集団とし、その中から調査を行う事業所を選定しております。

調査事業所の選定に際しましては、母集団事業所を都道府県別に組織、企業規模等により層化した上で、大手企業に偏ることなく、いづれの企業規模からもおおむね同程度の割合で、調査を行う事業所を無作為に抽出しているところでございます。

○沢田委員 御詳細ありがとうございました。ちよつとは分かりやすく、ありがとうございました。

何点か気になったので、一つずつ質問をさせていただきます。

まず最初に、学歴という言葉が出てきたんですけども、私は、民間企業が独自の判断で基準を決めていくことに口を出すつもりはもうありませんですけれども、この日本は義務教育となりま

す。当然中学までが義務教育となつて、これ以降を、公務員という立場で、私は、差別というか區別をしていくことが、少しそれは違うのではないのかなと。もちろん、大学まで全部無償化にしていくという形であるならばまた別だとは思ひんですけれども、この中で学歴を基準に入れることに

対して、議論や問題意識というものはあつたんでしょうか。

○岩崎政府参考人 お答え申し上げます。先ほども申し上げましたが、給与は、一般的に、職種のほか、役職段階、勤務地域、学歴等の給与決定要素により水準が定まるものと認識しております。

御指摘の学歴につきましては、我が国においては、高卒、大卒の賃金を比較した場合に、一般的に見て水準差が生じていること等を踏まえ、ラスパイレス方式による比較要素としてい

ています。

○沢田委員 ありがとうございます。ただ、義務教育は中学までなんです。私たちが日本維新の会としても大学までの無償化ということ

とをずっと言っているんですけども、民間企業であれば、その基準というものは、やはり、民間がお金を生産して、その中でどうそれをお給料として払っていくかというのはある程度自由であつていいと思うんですけども、国がその方向性を

指し示すというのであれば、それは、より給料が上がるというものが大学卒業であり、また、そう

いった、それに付随する方となるのであれば、そこを当然、国側はリードしていく必要はあると思ひんですね。

それを逆に、中卒者から差をつけていく中で、学校教育としては中学までしか保障されていない

というのであれば、私は、ちよつとこは考えるべきなのではないのかな、単純に民間との比較ではなく、しっかりとこういったことも含めて基準に入れていただければと思ひます。

続きまして、対象企業、こは企業規模五十人とありますが、これは民営事業者全体の正社員数の六割を超える人数をカバーしているとのこと

です。

これは、非正規、パート、アルバイトは含まれないんでしようか、教えてください。

○岩崎政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、非正規、パート、アルバイト等は含まれてございません。

○沢田委員 ありがとうございます。

あくまで正社員の六割を超える人数をカバーと、これはよく御答弁で使われているんですけども、非正規、パート、アルバイトの方々、大変増えております。そういった方々も、その金額で生活をなさっているということを考えたときに、この対象企業から外れているというのはちよつと

いかなものかなというふうに感じます。

続きまして、対象企業には、先ほど御説明あつたように、日本に法人がある外資系企業なども入っているということです。ほとんどの外資系企業では、独自の積立て以外の退職金の制度を取り

入れていません。それもあつて、通常の報酬が高

く設定されている傾向にございます。

対象企業の退職金の有無、基本給と退職金の比率なども調査、又はラスパイレスには反映なさ

つていますでしょうか、教えてください。

○岩崎政府参考人 お答え申し上げます。

給与と退職金では、それぞれの性格、果たすべき役割が異なることも、これを受給する世代も異なることから、人事院といたしましては、給与及び退職金については、それぞれに適した方法で官民比較を行うことにより官民の均衡を図つていくことが現実的かつ適当であるものと考えております。

○沢田委員 退職金と基本給というものは、民間

では連動しております。公務員の給与はそれが連動しないということが今の御説明で分かつたんですけれども、二つ提起をさせていただきます。

一つ目は、公務員の皆様の退職金は大企業並みということを一御指摘させていただきます。

令和二年度にはなるのですが、定年退職だけに絞つた公務員の退職金の平均額は二千四百二十万一千円となります。日本経済団体連合会が公表しております退職金・年金に関する実態調査結果によりますと、新卒入社して標準的な昇進をした人の標準者退職金は二千万円前後。ただ、このデータの八二％は従業員五百人以上の大企業であり、全労働人口の一割しか当てはまりません。一方、東京都産業労働局が発表しました中小企業の賃金・退職金事情によると、中小企業のモデル退職金は一千万円程度となります。もちろん、退職金がない中小零細企業、たくさんあります。これがまず一つ目です。

二つ目は、退職金をなくす又は退職金の比率を減らす企業が増えた場合に、月額報酬が上がり、それに伴い人事院の勧告額も上がるため、生涯年収における官民格差が広がる可能性が高いということを御指摘いたします。

先ほども言いましたが、そもそも外資系企業に退職金はないので、その分、高めに設定がされている場合が多くございます。そういったものを採用して、ラスパイレスという形で給与の基準に入れているというこは、私はちよつとフェアではないのかなというふうに思ひます。

日本の企業も、元々は高度経済成長の際に、大変高い金利を払つてお金を借りるということから、やはり、その状況で少しでも、いわゆる従業員の方からお金を借りて、そしてそれを退職金という形で金利をちゃんとつけて返すという、これが高度経済成長に、いわゆる退職金と終身雇用という仕組みが大きく推進した一理だと私は考えています。

これを考えると、やはり、退職金と通常のお給料というものの連動というものは確実にその時期

からなさつていて、これができている状態だからこそ、それについて我々が両方を一緒に考えていくというこは、これは当たり前の話なのかなというふうに考えております。

そして、今、金利はどうでしょう。ほぼほぼゼロ％の金利を維持している状態がもうここ十年近くずっと続いております。この中で、企業がお金を借りやすい環境というのが続いている中で、普通に考えればですよ、労働基本法やそういったある種ルールがなければ、企業がお金を借りることと、退職金で金利をつけて従業員に返すの、どちらを優先するかといえば、それは当然、大企業としても、多くの方がいわゆる人材の流動化に動いていく、そして、もちろん雇ひやすい環境にしてい

く中でも、退職金を比重を減らして、ある種、タスク、いわゆる自分の成果報酬に対して払つていく、こういう形にしてい

く方が妥当な流れだと私は考えております。

そういった流れがずっと続くとなればこそ、先ほど言いました二つ目の部分、ここがど

んどんどん金

を想定しないような企業が

多くラスパイレスの比較に入つた場合に、基本的には全

ての賃金上昇額が全て公務員の皆さんには乗

つていきます。けれども、退職金は大企業並みの二千万円、そして、基準になつて

いる会社自体はその退職金の想定がされていない、こ

ういうことがねじれにつながるといふうになると、今のこの仕組

み自体、問題がやはりあるのではないかなというふうに考え

ます。

私自身、非正規やパート、アルバイト、中小零

細企業の反映がなされていないという基準もやはりおかしいと思ひますし、ど

んどんどん新し

くなる、先ほど言いました、民間の労働環境との整合性が取れなくなつてくると思ひ

ます。そんな中、給与は高く見積もられ、退職金は大企業と同等とい

賃金構造基本統計調査でございますが、これは、主要産業に雇用されます労働者につきまして、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経歴年

民間給与実態統計調査は、先ほども答弁申し上げ

先ほど、公務員の給料をつかさどる人事院は、同年の四月を採用してお給料の一つの基準をつくっているということでしたが、年金は二から四年度前の、今回では賃金の変化がマイナス〇・四%だったということになるんですね。でも、当然、年金の世代間格差は正や持続可能性向上のための対応としてこれは必要な部分もあると考えながら、基準が異なっていることによって結果が変わるということには違和感が残ります。

例えば、二〇一九年に年金、二千万円問題が浮

積立てを国民年金の穴埋めに使えるように動いたり、また、国民年金の加入期間を現在の四十年から四十五年に延ばす検討があるなど、これはやはり、地域に住まわれている方々は、かなりこういったことに対してデリケートに聞いているようなところがあると思います。私はやはり、議論からごまかして、こうやって少しずつ少しずつ微修正をすれば何とかなるというふうに思っているのが大きな間違いなのではないのかなと。

そういった不安を持っている方々から見たときに、年金は落ちるんですよ、だけれども、公務員の方の給料は上がるんですよ、これ、客観的にどう思いますか。私はもちろん、仕組みは分かっています。こういう状況において、国民生活全体を俯瞰して見なきゃいけない我々国会の現場で、確かに小さな仕組み、ミクロの部分の仕組みということは理解しておきながらも、この部分に関しては、やはり国民の多くの方々が不安を覚えるのは私は当然だというふうに思うんですね。こういったところがある種悪用して情報をまいたりしたら、これはやはり間違ったことになると思うんです。

やはり、出ていくものは同じ、そして、年金の本質というところかというと、生活費ということではないのかもしれないけれども、そういった中で暮らしている方が多くいるからこそ、大きな誤解にならないように、是非この件につきましては前向きに検討いただければと思います。

続きまして、公務員の位置づけについてお伺いしたいんですね。

質問なんですけれども、国家公務員が採用されるに当たり、服務の宣誓内容について、あると思うんですけれども、教えてください。

○岩崎政府参考人 お答え申し上げます。
個々の公務員が国民全体の奉仕者としての高い倫理観と使命感を持って様々な公務職場において真摯に業務に従事することは、行政を運営していく上での最も重要な基盤であると考えております。そのためには、常日頃からこうした意識を涵

養することが重要であることから、様々な形で意識啓発の機会を設けております。

具体的には、新たに採用された者について、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚するといった内容の服務の宣誓を行うこととされております。

採用後につきましても、人事院において、高い倫理観に基づいた国民全体の奉仕者としての使命感の向上等を目的とした研修を、採用直後から幹部級まで、役職段階に応じて行っているところでございます。

○沢田委員 私は、この言葉の意味こそが公務員の皆様のマインドであるべきと考えております。人事院の言う、職業や立場、学歴などで正当性や妥当性を言う、そしてそれを給料に反映させるという今の人事院勧告の仕組み自体が間違っているのではないかとこのように考えております。

私は、国民全体の奉仕者として公務員の皆様の立場こそ、国税庁の調査のように、民間の非正規、パート、アルバイトまで含めた全ての働き手を採用すべきと考えますし、そして、政治も行政も、民間のように何かを生産して利益を生んでいるわけではありません。民間よりも多くの給料になれば、その分予算は多く使われます。予算とは税金です。税金が高くなれば、民間は活力を失うとともに生活が苦しくなります。日本の純債務は約七百兆円。国民負担率四八％。さらに、増税の議論が、昨日も、政府税調で、消費税、未来永劫一〇％では日本の財政もたない、こういった報道もありました。今の日本国は、利益の出ている民間企業と同じマインドではないんじゃないのでしょうか。

大臣に質問です。
国民全体の奉仕者として、こういうマインドで、このような国難の状況で、非正規やパート、アルバイト、中小企業の情報が少ない今回の人事院勧告に正当性があると思われるでしょうか。

○葉梨国務大臣 ずっと御議論を拝承しております。人事院勧告についていろいろ御意見があ

るとするのは私も承知しております。

ただ、この人事院勧告という、もちろん私の所掌ではないんですが、これは、国家公務員の労働基本権が制約されている、その代償措置として、極めて独立した人事院という組織をつくりまして、一般職の国家公務員の給与を民間準拠という形で勧告をする、それには一定の合理性が私はあるんだろうというふうに思っています。

そして、今回提出させていただきました裁判官の報酬、それから検察官の報酬、検察官は一般職の国家公務員ではありません、勧告対象ではありません。人事院勧告の対象の公務員ではありません。裁判官は全く別でございます。

ただ、これについても、一般職の国家公務員に対する人事院勧告に準じて、その引上げ率等を準じた形で提出させていただいた、これについても私は一定の合理性があるというふうに考えております。

○沢田委員 大臣、丁寧な御議論、ありがとうございます。

やはりいろいろな考え方が当然あると思っています。ただし、やはり我々、与党、野党同じで、危機感として、これからこの日本が大変厳しい状況の中で、どうやって多くの国民の皆様を中心に、国を守っていくのか、より発展させていくのか、これが大きな問題になるというときに、私は、政治と行政がまず国民の盾になつて、どうやって国民の皆様の暮らしを守っていくのか、ここに切り出さないと何も変わらないというふうに考えております。

私は、今の公務員の皆様は本当に激務の中で多くのお仕事をこなしていただいているというふうに思っております。今我々政治ができることは、給料を上げるのではなく、例えば年功序列、例えば前例踏襲、そういった意味で、活躍できる若手と、あと、やりがいを持って働かれる公務員の皆様が今力を温存してしまうような、こういった制度であり文化、こういったものを変えていくことなのではないのかなというふうに言わせていた

できます。

本日の質問、以上とさせていただきます。どうありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 国民民主党の鈴木義弘です。質問に入りたいと思います。

今、国全体で進めている働き方改革の流れがあると思うんです。前任の方が同じような質問をされていると思うんですが、まず最初に、法務大臣として、それをどう、法務省、若しくは検察だとか、裁判所は別組織だからということもあると思うんですが、法務行政をつかさどっている長として考え方を示しただきたいと思っています。

○葉梨国務大臣 この委員会でも最前議論させていただいておりますけれども、検察官を含みます職員、このワーク・ライフ・バランスの実現、これは非常に重要なことと考えています。職員が心身の健康を保って働くことのできる働きやすい職場環境の構築に取り組んでおります。

検察についてですけれども、検察官の心身の健康を維持する観点から、各検察官の勤務状況や休暇の取得状況等について、適切かつ実効的な把握に努め、必要に応じて業務量を調整するなどして、過度な長時間勤務とならないような配慮がなされているものと承知をしています。

さらに、法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画、これはアット・ホームプラン・プラスワンというふうに言っておるんですが、そこに基づいて、例えば勤務時間管理の徹底あるいは各種休暇制度の周知、促進、これは先ほど来議論のありました育児休業等を含めたものです、こういったものなどで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組んでいるものと承知しています。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

詳細な御説明をいただいたんですが、私は、これは個人的な考え方になるんですが、戦後の復興期からずうっと右肩上がりて人口が伸びて

きた時代の制度設計を今の社会とか役所の仕組みの中にずつと入れてきているんですが、もう人口減少に入ってきている。人口が伸びていつている時代のときは、次からどんどんどん若手が入ってくるから、定年という形で、五十五歳、六十、今六十五というような考え方でやっているんですけども、もう定年という考え方がなじまなくなってきたのかなと思うんですね。

だから、段階的に、別の組織でいけば、六十一、二、三とかというふうに上げていつて六十五までという話もあるんですけども、是非、そういった意味で、これから、コロナが落ち着いたら、いや、世界情勢が不安定化しているのは承知しているんですけども、雇用がばつと増えることはないと思うんです。

なぜかといったら、完全失業率が三%台で推移している中で、だつて、働いていない人はそれだけしかない。九七%は働いているということですよ。だから、どこの企業でも、役所でもそうでしょうけれども、みんな人手不足、必ずそういうふうに言う。じゃ、どこにいるんですかという話になる。だから、今の制度をやはり根本的にちよつと見直していく時期に私は差ししかかっているんじゃないかなというふうに思います。

それと、あと、裁判官の働き方について、同じような御質問で、御答弁いただきたいと思ひます。

○徳岡最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

裁判官のワーク・ライフ・バランスは重要であるというふうに考えておりまして、各庁の事件動向等に応じた裁判官の配置に努めるとともに、各庁の実情に応じて担当事務の分担の仕方を工夫するなどの配慮を行うほか、仕事と育児や介護等の両立支援制度の周知に努めたり、男性裁判官が育児等を計画的に取得できるように配慮するなど、積極的に取り組んでいるところでございます。

今後とも、ワーク・ライフ・バランスを実現できる執務環境の整備に努めてまいりたいと考えて

おります。

○鈴木（義）委員　ありがとうございます。

役所とか大手企業さんというのは、俸給表を使って、長年ずうっと、それがまあ一番合理的だろうというところでやってきたんですけれども、結局、今回の改正において、低位の人たちを厚くしようということなんですけれども、何年いたら幾らになるかって、結局は、昔から言われている年功序列、終身雇用制。役所はそれでいいのかもしれないんですけれども、そこにやりがいがあったり、やりがいなくなったりということになってきているので、その点について、簡単に結構ですから、勤務実態がどうなっているのか。少し手厚くしてあげますよという人たちが、楽しめていることはないと思うんですけれども、仕事の量に見合っただけのサラリーを上げてもらうような制度になっているのか、確認をしたいと思います。

○川原政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの、検事十六号以下、それから副検事十一号以下に該当する者の勤務の実態、状況でございます。

個々の者によつてそれぞれ個別にいろいろな面がありますが、これらの者はいずれも、基本的には検事あるいは副検事になつて間もない若年の檢察官でございまして、専ら、全国の檢察庁の第一線におきまして、捜査、公判の業務に従事していらっしゃるでございます。

○鈴木(義)委員 最高裁判所の副判事十一号以下はどんな感じですか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判官では、判事補八号以下、簡易裁判所判事十三号以下の改定ということになりますけれども、まず、判事補八号以下の者につきましては、判事補の中でも若手の者でございまして、各裁判所において、主に合議事件の主任裁判官等として執務し、裁判官として事件を担当する経験を積んでいる時期に当たるものと承知をしております。なお、簡易裁判所判事十三号以下のものについて

ては、現時点で対象になる者がおりません。

○鈴木（義）委員　ありがとうございます。

次にお尋ねしたいんですけれども、検察官も裁判官も勤勉手当というのを算出しているというふうに聞くんですね。

いただいた資料を見ますと、成績率というのが
 そこに書いてあるんですけども、民間企業と、
 実際に検察官だとか裁判官というのは、イコー
 ル、なじむ、何をもって成績にするかというのは
 難しいところなんですけれども、やはり、自分は
 これだけやったんだというのをどう評価しても
 らって、それがサラリーとして戻ってくるかとい
 うのでモチベーションの向上につながっていくん
 だと私は思うんですね。

だから、意欲のある人ほどどんどん仕事をやっていくし、でも、全然やらない人と同じボーナスタツで、えっ、これ違うんじゃないところろろなんでですけども、その成績率の内容を簡潔に、どういう仕組みでやっているのかお答えいただきたいと思います。二つの部署で。

○竹内政府参考人　まず、検察官の勤勉手当につ

檢察官の勤勉手当につきましては、檢察官俸給法によりまして、一般の政府職員の場合により支給するということにされておりますので、一般の政府職員に準じて勤勉手当の成績率が適用されることとなります。

具体的に申し上げますと、この一般職給与法が適用される職員について、検察官のうち検事について申し上げます。

検事一号から八号までは指定職員の成績率
検事九号から十二号までは特定管理職員の成績
率、検事十三号以下につきましては一般職員の成績
率がそれぞれ適用されることになります。

なお、検事総長、次長検事、それから高検検事長に對しましては、特別職給与法が適用されますので、勤勉手当は支給されないということになります。

○徳岡最高裁判所長官代理者 答ええ申し上げま

す。

裁判官の勤勉手当は、裁判官の職務の独立性に鑑みまして、いわゆる業績評価の結果を反映することになじみにくいと考えられますことから、人事評価を直接反映せず、均一の成績率を用いる運用としていただいております。

○鈴木(義)委員
かわいそうですね。一年間に何件、事件の内容によったり、刑事と民事で中身が違ってくるんでしょうけれども、なかなか人事評価というのは難しいかもしれませんけれども、やはりそれも取り入れていつてもらいたいなというふうに思います。

それともう一つ、何点か手当についてお尋ねしたいんですけれども、例えば、検察官なんかでも、扶養手当、地域手当、幾つも手当があるんですね。これは俸給が変わると全部連動してパーセントージで出していくものなのか、もう金額が決まっちゃっているものなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

それともう一つ、続けて、扶養手当という言葉の方をしているんですけども、扶養手当自体が、もう民間の企業でも、なかなか今、昔みたいな家族構成じゃなくなってきたので、扶養手当を、お出しするのがいいかどうかというので、だんだんだんだん本給に全部入れてきちゃっているんですね。結婚されている方、子供がいらっしゃる方、いらっしゃらない方も含めて。行政の場合はどうか分かりませんが、そういう扶養手当の額の見直しだと支給の仕方、そういったことは議論になっているのか、併せてお尋ねしたいと思います。

○竹内政府参考人　まず、検察官についてお答えいたします。

お尋ねの手当のうち、地域手当でございますが、俸給月額を算出の基礎としておりますので、今回の検察官俸給法改正によりまして改正されることとなる俸給月額を受ける職員につきましては、地域手当の月額も連動することになります。他方で、扶養手当につきましては、俸給月額を算

出の基礎とはしておりませんので、今回の改正には運動しないということになります。

その扶養手当について議論があるかというお尋ねでございますが、検察官の諸手当の支給につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一般の政府職員の例によることとされておりますので、検察官の扶養手当につきましては、検事九号以下及び副検事三号以下の対象職員に支給されているところではございますが、御指摘のような扶養手当の額や支給に対しての議論については、特に承知をしているところはございません。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判官の扶養手当及び地域手当、これは法令に基づきまして一般の政府職員の例に準じて取り扱うこととされておりまして、先ほど法務省の答弁にあった検察官の取扱いと同様ということになります。

裁判官の扶養手当について議論は起きていないかということでございますが、これにつきましては、裁判所で独自の制度を有するものでなく、法令に基づき、一般の政府職員の例に準じているにすぎないものでございます。

裁判所としては扶養手当の額や支給について意見を述べる立場にないと考えております。

○鈴木(義)委員 じゃ、さらに、もう一点お尋ねしたいんですけども、手当の中で居住手当というのと寒冷地手当というのが出てくるんですね。これから、寒くなっているし、自分の意図が、希望を出すのか分かりますけれども、異動して寒い地域に行きます、どこに行きますとなったときに、寒冷地手当とか住宅手当というのは支給されると思うんですけども、一般の民間企業の場合は福利厚生の方でサポートするような制度もあるし、この手当を所得の方に入れて税金を引いて、じゃ、例えば、今回みたいに原油がばつと上がったときに、その寒冷地手当がその価格に連動しているんだっというんですけども、結局は持ち出しになっちゃうんですね。

そういう考え方であるんだったら、自分の意図がなく全国いろいろ異動してもらったたら、ちよつと切り離れた手当であつてもいいんじゃないかと思うんですね。そういう考えがもし、これから議論すると言えればそれで終わっちゃうんですけども、お考えをもしお示しいただけたらと思います。

○竹内政府参考人 先ほど申し上げたとおりでございますが、検察官が受ける諸手当につきましては、検察官俸給法によりまして、一般の政府職員の例によるということにされております。

その趣旨でございますが、検察官の給与の仕組みにおいて、その職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で国家公務員全体の給与体系の中でバランスの維持にも配慮する、こういう趣旨であると理解をしております。

その上で、お尋ねにありますように、検察官についてのみ居住手当及び寒冷地手当を所得に含まれない形で支給するということになりまして、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持という観点からはなかなか困難な面があるというふうに考えております。

○鈴木(義)委員 今の議論の中で、実質賃金下がっているというのは何でかと聞いたときに、結局、所得税を払わなくちゃいけないし、社会保険料も年々どんどんどん上限を上げていつていられるんですね。実際は、給料を上げてもらうんだけど、実質、手取り賃金下がっちゃうっている。でも、実質、それが自分の得になつていけるわけじゃない。今も言ったように、勤務実態に依じて、結局、いただいている話なので、是非これは、法務省だけで云々ということとは、今の答弁を聞いていたら分かるんですけども、人事委員会にそういうのを申し入れてもいいんじゃないかと思うんですけども、最後に大臣の御答弁をいただいて終わりにしたいと思えます。

○葉梨国務大臣 なかなか、この給与の関係というのは、他の省庁等ともよく連携を取っていかなければいけないので、ちよつと、お答えすること

はなかなか難しいのかなというふうに思います。

○鈴木(義)委員 以上で終わります。

○伊藤委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、裁判官、検察官の報酬、俸給法案に関連して質問をいたします。

物価の上昇で、二人以上一世帯当たりの、勤労世帯は十万円程度負担増になるというふうにエコノミストの方も試算をされておりますけれども、今回、若手の報酬、俸給を引き上げることとは当然ですけれども、全く不十分な状況だということに思っております。

先ほど来御議論がありましたけれども、報酬、俸給の改善が少額であり、そして対象人数も少ないということで、問題だというふうに思いますけれども、その中で、司法修習の、いわゆる谷間世代の方々の救済も行わなければいけないというふうに考えております。

検察官や裁判官の中には、司法修習時代に給費ゼロということで、無給で、申請者の方は貸与金が平均三百万円、プラス奨学金、大学時代や法科大学院のときに奨学金も抱えて、一千万円の借金を抱えている方々もいらっしゃるわけで、そうした方々の救済が急務だというふうに私は考えております。

裁判官と検察官の、いわゆる司法修習の谷間世代の方々、それぞれ何人いるのか、お示しをいただきたいと思えます。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

新六十五期から七十期の司法修習生のうち、修習終了直後に任官した者の人数でございますが、裁判官は合計五百十九名、検察官は合計四百三十九名でございます。

○本村委員 裁判官と検察官含めて千人弱の方々がいわゆる谷間世代ということで、旧六十五期までは給費制、その間に谷間世代がありまして、そして七十一期からは修習給付制ということなんですけれども。

谷間世代の方々は、先ほど申し上げましたけれども、給費ゼロ、そして借金も抱えている方々もいらっしゃるということで、やはりこれは、同じ検察官として、同じ裁判官として仕事をしているんですけども、不公平ではないかというふうに考えますけれども、大臣、どうお考えでしょうか。

○葉梨国務大臣 給与を払っていたものが貸与になつて、今、給費制という形になつていっているわけですが、それでも、それぞれの制度の変遷というのは、当時のそれぞれの政策判断の中で行われたものでございます。特に、貸与制を採用したというのは、司法制度改革の中で法曹の人数を増やしていく、そして当時は志望者も非常に多かったということの中で、やはり全てに給与を与える、給費するというのはなかなか国民の理解を得られないというような政策判断から行われたものというふうに考えております。

そして、今、現実には検察官あるいは裁判官として働いていらっしゃるわけですが、それを希望して、検察官を希望し、また裁判官を希望して働いている人たち、それぞれ皆さん、本当に使命感を持ってやられておりますし、また、私は、法務省は検察の関係になりますけれども、特に、それを不公平だというふうなお話で、そういうような意見を実際の検事の方々から聞いたということもございません。

○本村委員 なかなか声は上げにくいというふうに思うんですね。特に、先ほど来の御議論もありますように、裁判官であつたり、検察官であつたり、声を上げにくい現状があると思えます。

国家の論理ではなくて、やはり一人一人にとつて公平であるかということが問題なんだというふうに思えます。

国民的な理解の問題なんですけれども、資料も出させていただきましたけれども、これは弁護士の皆様方がまとめられた資料でございます。

谷間世代の弁護士の方々からお話を伺いをいたしますと、困っている方々、生活困窮者の

方々、あるいは障害がある方々、困難を抱える子供たち、そして労働者、消費者の方々などの支援をもっとしたいというふうに考えている。しかし、奨学金ですとか、あるいは貸与制の返済、これが始まるという段階で、年間三十万円、通知が来る、納付していただきたいと来る。やはりそのことを考えると、確実に収入に結びつく仕事をせざるを得ないという状況があつて、本当は、困窮をされている方や困っている方、子供たち、障害がある方々のために仕事をしたいんだけど、そういうことが難しくなってしまうということをお伺いしております。

やはり、そうした、人権を救済する、人権を守る、そのことを弁護士としてやっていただけたらということが縮小することであれば、これは社会にとって損失であるとは考えますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○葉梨国務大臣 特にその谷間世代の問題については、私も日弁連等々からいろいろな形で御意見を伺っているところなんですけれども、一つ、救済とまではいかないけれども、貸与金の返還期限の猶予、そういったものも制度上認められているということを指摘した上で、私自身は、やはりその解決を図るためには、今まで以上に法曹の方々、社会で活躍できる、そういうような環境整備や情報発信、これを行っていくことが必要だと思います。

なかなか、今、法曹の方々に対するニーズ、これが、潜在的ニーズはすごく高いと思うんですけども、顕在化してはなくて、高い給料で、じゃ、企業が雇っていただけるかといったら、なかなかそういう状況にまだなっていないんです。そのニーズというのは本当に私はあると思うので、その情報発信、それから環境整備を行うことで、それをすれば法曹の志望者も増やしていくこともできますし、また、制度面もそうなんですけれども、環境整備、情報発信、これをしっかりとやっていかなきゃいけないというふうに考えています。

○本村委員 人権救済の活動が金銭的な、経済的な理由によつてなかなか難しくなっているというのは社会的な損失だというふうに私は考えております。

法務大臣は、先ほども日弁連の皆様方というお話もありましたけれども、この救済に関して、日弁連の皆様はメッセージを出されております。皆で知恵を出しながら、よい方策を考えていきたいというメッセージを出されております。

当事者とともに、法務省、そして最高裁、財務省が入った、知恵を出し合う場を是非つくつていただきたいというふうに思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○葉梨国務大臣 このメッセージ、確かに出したことは私も覚えているんですが、私の考えとしては、財政的な支援を行うという趣旨でなくて、さつきも申し上げましたように、法曹の方々が活躍できる環境整備、情報発信、それを、皆でいうのは、国会議員もそうですし、また法務省もそうですし、また経団連の、つまりユーザーである経団連の方々もそうだと思うんです、そういう方々と知恵を出しながら、ますますこの法曹の大切さを日本の経済社会がしっかりと理解をしていたいて、そして、どんどんどんどん法曹が活躍できる、そういう社会をつくつていかなければいけない、そういう趣旨で申し上げたところです。

○本村委員 活躍していただきたいからこそ、谷間世代の方々の救済が必要なんだというふうに思っております。

日弁連の方々の資料をお配りをしているんですけども、右下を見ていただきますと、一回百九十三億円、私はもうちょっと、三百億円とかの方がいいと思うんですけども、百九十三億円、一回予算措置すれば、この救済はもう図れるんだ、終わるんだということですので。例えば、マイナポイントでいいますと一兆八千億円、補正予算でつけたこともあるんですけども、その一部でできるわけですから、是非救済のために尽力をいただきたいというふうに思っております。

時間がありませんので次に移らせていただきますけれども、法務行政と統一協会の問題についてお伺いをしたいと思います。

井野俊郎防衛副大臣が法務大臣政務官だった二〇一六年に、統一協会関係者を法務省や法務大臣政務官室に招き入れたということ、しんぶん赤旗日曜版の十月三十日付で報道をしております。極めて重大でございます。

記事によれば、自民党関係者の証言として、二〇一六年十一月、俊世会の一行の十数人が法務省を見学した、法務史料展示会などを見学し、井野議員は政務官室にも案内をしていると報じております。

井野副大臣は、俊世会の人たちを法務大臣政務官室に案内したことはありますか。

○井野副大臣 お尋ねの方々が、法務大臣政務官時代に表敬訪問を受けたかということでありまして、けれども、私が政務官時代の表敬訪問、六年前でございました。当該後援会のメンバーが法務大臣政務官室に来訪した、六年前でございましたので、記録はちよつとなつたんですけれども、ただ、一般的に、そういう地元の支持者の方から要請があつた場合には、そういった法務省見学でございました。ですので、当該後援会のメンバーの方が法務省にいらつしやつたということは、否定はしません。

その上で、私は、支持者の方一人一人について、信仰する宗教や所属する宗教団体等を確認はいたしておりますので、特定の宗教や宗教団体に所属している方々を配慮したということとはございません。

いづれにしても、今後は、こういった旧統一教会と確認された方々とは一切関係を持たない活動をしていきたいと思っております。

○本村委員 済みません、二〇一六年十一月、俊世会の方々を招き入れたか、その点、御確認をお願いします。

○井野副大臣 繰り返しで恐縮ですが、記

録等はいけませんでしたが、そういった対応をした可能性は十分にありますので、その点は、なかつたとは否定はいたしません。（発言する者あり）

○伊藤委員長 もう一度、端的に答えてください。

○井野副大臣 ですから、大変恐縮ですが、来たという確実に分かる資料等は、済みません、六年前のことですので、確認はできなかったんですけれども、そういった対応はした可能性は十分ありますので、そこは否定はいたしません。（発言する者あり）

○伊藤委員長 お静かに。

○本村委員 自民党の群馬県議の斉藤県議が参加者から聞いているということですから、その点、確認していただけますか。

○井野副大臣 斉藤県議に確認しろということでしょうか。それは別に、こちらとしては確認することは可能だと思います。

○本村委員 その俊世会なんですけれども、俊世会の俊という字は井野俊郎防衛副大臣の俊を取つて、そして、世は世界平和統一家庭連合から取つたというふうに聞いておりますけれども、その点、御存じでしょうか。

○井野副大臣 その名前をつけたのは私ではないので、誰がつけたかも分かりませんが、どういった趣旨でつけたのかは私は聞いておりません。

○本村委員 この俊世会というのは今もあるのでしょうか。俊世会、今もあるかどうか。

○井野副大臣 私の方からは既に、この会長である斉藤県議さんには、解散というか、もう今後関係も持たないで、対応はできませんので、解散してくださいということは申し上げておりますし、その後どうなったかは確認は、まだ私のところには来ておりません。

○本村委員 解散したんでしょうか。もうないということですか。

○井野副大臣 何度も申し上げて恐縮ですが、記

も、私はその旨申し上げましたけれども、その後、どういう手続を取って、解散したかどうかまでは報告を受けておりませんし、確認はしておりません。

○本村委員 引き続きこの問題について、統一協会の問題についてはこの委員会でも集中審議を求めて、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る十一月二日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会